

神奈川県投影広告物等ガイドライン 自主審査チェックシート

No.	チェック項目		チェック
(1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮			
1	ア 明るさ・色彩の配慮	投影広告物は、プロジェクターの光源が周辺環境に影響を及ぼさないよう、プロジェクターの設置位置には十分配慮すること。	
2		電光表示装置は、周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。	
3		投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。	
4	イ 過度な光点滅等による安全性への影響の防止	映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。 (a) 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱うこと。 (b) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。 (c) (a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。	
5		コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。	
6		規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。	
7		サブリミナル的（潜在意識に働きかける）表現手法は避けること。	
8		使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。	
9		スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。	
10	ウ 住環境への配慮	住環境への配慮が求められる地域では、周辺環境に応じて適切な表示時間を設定すること。原則として午後10時から午前6時までは表示を避けること。	
11		周囲の建物への光の反射には十分留意すること。	

12	通エ への道 配慮路交	計画している投影広告物等が道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則をはじめとした関係法令に抵触するか否かについて疑義が生じる場合は、所轄警察署に相談すること。	
13	境オ への自 配慮然 環境	人工光は動植物に様々な形で影響を及ぼす可能性があることから、投影広告物等の設置に当たっては、輝度や光の方向、表示時間帯等に配慮すること。	
(2) 音声に関する配慮			
14	電光表示装置は、原則として音声は出さないこと。		
15	音声を出す場合には、周辺環境の悪化等を考慮し、音量や時間帯に十分配慮すること。		
(3) 表示内容に関する配慮			
16	屋外に掲出される投影広告物等は、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、迷惑行為を助長する可能性があるもの、その他公序良俗に反するおそれがあるものは表示しないよう、十分配慮すること。		
(4) 投影広告物を掲出する場合の物件管理者等との事前調整			
17	投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。		
18	投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。		
19	文化財への投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損（物理的なものだけでなく、イメージ等の毀損も含む。）がないよう実施するとともに、文化財の所管部署及び文化財の管理者等と必要な調整を行うこと。		
(5) 関係法令等の遵守			
20	その他、必要な関係機関との調整を行い、関係法令等を遵守すること。		

※ ガイドラインに適合している項目はチェック欄に「レ」、適合していない項目は「×」、申請する広告物が該当しない項目は「－」を記入してください。

※ 確認者欄には、自主審査を行った方の職・氏名を記入してください。

※ 本チェックシートは、申請時に申請書類に添付して提出してください。

年 月 日

確認者（職・氏名）：_____